

# モスクワ日本人学校 体験入学に関する規則

(平成24年11月7日一部改訂)

[モスクワ日本人学校体験入学受け入れに関する規則を改正しました。なお、学校見学については、学校や子どもたちの様子を親子で参観していただけるよう日程調整のうえ随時受け入れをいたしますので、モスクワ日本人学校宛て、メールまたは電話でご相談ください。]

(体験入学受け入れに関する基本姿勢)

平成24年度まで、体験入学受け入れに関しては、在ロシア日本国大使館附属モスクワ日本人学校として、正式に入学する児童・生徒以外の邦人の子にも出来る限り日本における教育活動の一環を体験させることはその使命の一つであると考えてきました。しかし、現地校やインターナショナル校等を選択する児童・生徒の増加とともに、体験入学を希望する児童・生徒も増加してきました(平成24年度・・12人)。モスクワ日本人学校においても、児童・生徒数が増加しており、体験入学を希望する児童・生徒の受け入れに当たって、様々な課題が起こってまいりました。

体験入学を希望する理由は極めて重要であると考えます。今後の対応については、現地校やインターナショナル校に在学中の児童・生徒が、夏休み等に日本の教育を短期間受けさせたい、塾や補習あるいはサマースクールのようにモスクワ日本人学校に入れたいという理由では、体験入学をお断りします。

なぜなら、モスクワ日本人学校を選択し、モスクワ日本人学校に学籍のある児童・生徒の日常の教育活動に支障がないようにすることを最優先に考えたいからです。また、モスクワ日本人学校を選択し、保護者会活動を行っている保護者に対して公平性を欠くことになると考えられます。

モスクワ日本人学校では、本校児童・生徒の学力保障、進路保障を最優先に考え、今後の体験入学について、下記の体験入学資格を満たし、体験入学に関する規則を理解した上で、体験入学を希望する児童・生徒に対しては、積極的にその希望を受け入れる姿勢をもつことにします。

## 1. 体験入学資格

日本国籍を有し、なおかつ、日本人学校への入学を前提に体験入学を希望していること。

## 2. 体験入学許可要件

- ① 日本語による指導が可能であること。
- ② 現にモスクワ日本人学校に在籍している児童・生徒の学習環境に影響を与えないこと。  
いったん体験入学を許可された児童・生徒であっても、この要件を満たさないと学校長が判断した場合は許可を取り消されることがあります。
- ③ 小学部6年生と中学部3年生については、1学期のみ体験入学を受入れます。

## 3. 体験期間

- ① 学校長が指定する期間(原則1ヶ月以内)とします。体験入学回数は、1回だけとします。
- ② 体験期間中の学校行事等への参加の可否は、現に在籍する児童・生徒に対する影響及び体験入学者における教育効果を勘案し学校長が決定します。

## 4. 手続き

- ① 体験入学希望者及びその保護者と学校長が面談し、入学の可否を決定し運営委員長に報告します。
- ② 体験入学する学年については、校長の面接に基づき校長が決定します。

## 5. 費用・・正式入学者の規則を準用しますが、入学金は3000RUBとします。

## 6. その他

- ① 本校における体験入学とは、正式な入学とは違い、希望する児童・生徒がモスクワ日本人学校に在籍することなく、モスクワ日本人学校の教育課程の一部を体験するという制度です。従って、
  - ・在籍証明等の書類の発行や評価・評定は行いません。
  - ・原則的に、体験入学者に対する特別な学習指導は行いません。
  - ・傷害保険関係については、現に在籍している児童・生徒が加入している保険には加入できませんので、自己の責任においておかけください。
- ② 体験入学希望期間を始め、この規定で想定されていない状況が発生したときは、学校長は学校運営委員会に諮り、体験入学の可否を決定するものとします。
- ③ 自主通学の児童・生徒は、必ず保護者による送迎をお願いします  
本校のスクールバス利用については、空きがある場合のみ利用可です。ただし、有料です。

## 7. この規則は平成17年4月1日より施行します。

- \*平成22年4月14日一部改訂
- \*平成24年4月11日一部改訂
- \*平成24年11月7日一部改訂